

日本赤十字社診療放射線技師会 ブロック規程

(目 的)

第 1 条

この規程は日本赤十字社診療放射線技師会会則第 3 条に基づき、本会の事業を円滑に達成する事を目的として、ブロックに関する事項について定める。

(設 置)

第 2 条

本会は、組織として地区ブロックを設置し、地区ブロックは別表に定める北海道、東北、東部、中部、近畿、中国・四国、九州の 7 ブロックとする。

(事 業)

第 3 条

各ブロックは必要に応じて以下の事業を行う。

1. ブロック内会議の開催
2. 研修会などの開催
3. 会則 11 条、12 条に定めるブロック理事のほか、別表に定めた委員の選任

(ブロック理事・委員の職務)

第 4 条

ブロック理事、ブロック委員はそれぞれの担当施設を定め、各ブロックにおいて、本会会則第 3 条及び 4 条に基づき、各ブロックの事業を行う任に当たる。

2. ブロック委員はブロック理事を補佐し、ブロック理事に事故あるときはブロック理事に代わり理事会に出席することができる。

(活動費の支給と報告)

第 5 条

本会はブロックの事業を遂行するにあたり、ブロック活動費を支給し、各ブロック理事は収支報告、活動報告及び次年度活動計画を事務局に報告することとする。

(委 任)

第 6 条

この規程に定めるもののほか、必要な事項は各ブロックにおいて定める。

(規程の改廃)

第 7 条

この規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 21 日から施行する。

平成 21 年 6 月 8 日 改正

平成 24 年 5 月 31 日 改正

平成 6 年 4 月 4 日 改正

令和元年 5 月 31 日 改正

令和 7 年 4 月 4 日 改正

別表

ブロック理事・委員定数および所属施設（平成31年より）

北海道ブロック：理事1、委員1

所属施設

旭川、伊達、釧路、北見、栗山、浦河、小清水、置戸、函館、清水

東北ブロック：理事1、委員1

所属施設

八戸、盛岡、仙台、石巻、秋田、福島

東部ブロック：理事1、委員2

所属施設

水戸、古河、芳賀、那須、足利、前橋、原町、さいたま、小川、深谷、成田、医療センター、武蔵野、大森、葛飾産院、横浜市立みなと、秦野、相模原、山梨、長岡

中部ブロック：理事1、委員2

所属施設

富山、金沢、福井、長野、諏訪、安曇野、川西、下伊那、飯山、高山、岐阜、静岡、浜松、伊豆、裾野、名古屋第一、名古屋第二、伊勢

近畿ブロック：理事1、委員2

所属施設

大津、大津志賀、長浜、京都第一、京都第二、舞鶴、大阪、高槻、姫路、多可、神戸、和歌山医療センター

中国・四国ブロック：理事1、委員2

所属施設

鳥取、松江、益田、岡山、岡山玉野、広島原爆、庄原、三原、山口、小野田、高松、松山、高知、徳島、徳島ひのみね総合療育センター

九州ブロック：理事1、委員1

所属施設

福岡、今津、嘉麻、唐津、長崎原爆、長崎原爆諫早、熊本健康管理センター、熊本、大分、鹿児島、沖縄